

危険物施設（消防法第10条関係）における消火設備の設置対象物早見表（1/3）

製造所等には総務省令で定めるところにより、**危政令別表第5に掲げる対象物について、同表においてその消火に適応するものとされる消火設備（第1種～第5種）を設置する。**（**危政令第20条**）

（第1種：屋内消火栓・屋外消火栓　第2種：スプリンクラー設備　第3種：水蒸気・水噴霧・泡・不活性ガス・ハロゲン化物・粉末消火設備
第4種：大型消火器　第5種：小型消火器、乾燥砂等）

区分		A 著しく消火困難な製造所等（危規則第33条）				
施設名		設置対象		設置する消火設備		
製造所 一般取扱所		基本	第1種、第2種または第3種の消火設備 (火災のとき煙が充満するおそれのある場所等では、第2種または移動式以外の第3種の消火設備に限る。)放射能力範囲で建築物その他の工作物および危険物を包含する。ただし、左記①は建築物その他の工作物を包含することで足りる。 第4種および第5種の消火設備			
			高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱う製造所および一般取扱所(左記①)の当該危険物内は、第4種を省略できる。	第4種および第5種の消火設備 第5種の能力単位≧危険物の所要単位 ただし、第1種、第2種または第3種の消火設備の放射能力範囲内は、第4種を省略できる。		
			可燃性蒸気または可燃性微粉が滞留するおそれがある建築物または室	第4種および第5種の消火設備 第5種の能力単位≧危険物の所要単位		
			作業工程上、消火設備の放射能力範囲が、貯蔵し、または取り扱う危険物の全部を包含することができない当該危険物			
		①高引火点危険物(引火点が100℃以上の第4類の危険物)のみを100℃未満の温度で取り扱うものにあつては延べ面積1,000㎡以上のもの。 ②その他のものにあつては次のもの。 ア 指定数量の100倍以上のもの(危規則第72条第1項の危険物※ ¹ を除く) イ 延べ面積1,000㎡以上のもの。 ウ 地盤面もしくは消火活動上有効な床面から6m以上の高さに危険物取扱設備※ ² を有するもの。 エ 一般取扱所の用に供する部分以外の部分を有する建築物に設ける一般取扱所※ ³ ※ ¹ 危規則第72条第1項の危険物 第1類の危険物のうち塩素酸塩類、過塩素酸塩類(詳細省略) ※ ² 高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱うものを除く。 ※ ³ 当該建築物の一般取扱所の用に供する部分以外の部分と開口部のない耐火構造の床または壁で区画されているものを除く。				
屋内貯蔵所		基本	軒高6m以上の平家建のものまたは 危政令第10条第3項(左記④)の屋内貯蔵所	第2種または移動式以外の第3種の消火設備	放射能力範囲で建築物その他の工作物および危険物を包含する	
			その他のもの	第1種の屋外消火栓設備、第2種、第3種の移動式の泡消火設備(泡消火栓を屋外に設けるものに限る)または移動式以外の第3種の消火設備		
			全部	第4種および第5種の消火設備		
			可燃性蒸気または可燃性微粉が滞留するおそれがある建築物または室		第4種および第5種の消火設備 第5種の能力単位≧危険物の所要単位	
			①指定数量の150倍以上の危険物(危規則第72条第1項の危険物※ ¹ を除く)を貯蔵し、または取り扱うもの※ ² ②貯蔵倉庫の延べ面積が150㎡を超えるもの※ ³ ③軒高6m以上の平家建のもの ④危政令第10条第3項の貯蔵所※ ⁴ ※ ⁵ (危政令第10条第3項) 指定数量の20倍以下で、建築物の一部に設ける屋内貯蔵所 ※ ¹ 危規則第72条第1項の危険物 第1類の危険物のうち塩素酸塩類、過塩素酸塩類(詳細省略) ※ ² 高引火点危険物のみを貯蔵し、または取り扱うものを除く。 ※ ³ 150㎡以内ごとに不燃材料で造られた開口部のない隔壁で完全に区分されているものおよび第2類(引火性固体危険物を除く)または第4類の危険物(引火点が70℃未満のものを除く)のみを貯蔵・取り扱うものを除く。 ※ ⁴ 当該建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分と、開口部のない耐火構造の床または壁で区画されているものを除く。 ※ ⁵ 第2類(引火性固体危険物を除く)または第4類の危険物(引火点が70℃未満のものを除く)のみを貯蔵し、または取り扱うものを除く。			

（注）・法令略称　危政令：危険物の規制に関する政令　危規則：危険物の規制に関する規則
・本早見表は法令の規定を簡潔に記載しています。正確かつ詳細な規定は、表に記載した関係法令の条文を参照願います。

施設名	区分	B 消火困難な製造所等（危規則第34条）		その他の製造所等（危規則第35条）	
		設置対象	設置する消火設備	設置対象	設置する消火設備
製造所 一般取扱所		Aの対象物以外のもので下記①②のもの ① 高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱うものにあつては延べ面積600㎡以上のもの ② その他のものにあつては次のもの ア 指定数量の10倍以上のもの （危規則第72条第1項の危険物※1を除く） イ 延べ面積600㎡以上のもの ウ 位置、構造および設備の技術上の基準について特例が適用される一般取扱所で次のもの （ア）吹付塗装作業等（危規則第28条の55） （イ）洗浄作業（危規則第28条の55の2） （ウ）焼入れ作業等（危規則第28条の56） （エ）ボイラー等（危規則第28条の57） （オ）油圧装置等（危規則第28条の60） （カ）切削装置等（危規則第28条の60の2） （キ）熱媒体油循環装置（危規則第28条の60の3） ※1 危規則第72条第1項の危険物 第1類の危険物のうち塩素酸塩類、過塩素酸塩類（詳細省略）	第4種の消火設備 放射能力範囲で建築物その他の工作物および危険物を包含する。 第5種の消火設備 第5種の能力単位≧危険物の所要単位の1/5	AおよびBの対象物以外のもの	第5種の消火設備 第5種の能力単位≧建築物その他の工作物および危険物の所要単位
		Aの対象物以外のもので下記①～③のもの ① 危政令第10条第2項の屋内貯蔵所で指定数量以上のもの（危政令第10条第2項） 第2類（引火性固体危険物を除く）または第4類の危険物（引火点が70℃未満のものを除く）のみの平家建以外の屋内貯蔵所 ② 危規則第16条2の3第2項の屋内貯蔵所で指定数量以上のもの（危規則第16条の2の3第2項） 位置、構造および設備の技術上の基準について、特例を受ける指定数量が50倍以下の屋内貯蔵所（特定屋内貯蔵所）（詳細省略） ③ その他のものにあつては次のもの ア 指定数量の10倍以上の危険物 （危規則第72条第1項の危険物※1を除く）を貯蔵し、または取り扱うもの※2 イ 貯蔵倉庫の延べ面積が150㎡を超えるもの ウ 危政令第10条第3項の屋内貯蔵所 （危政令第10条第3項） 指定数量の20倍以下で、建築物の一部に設ける屋内貯蔵所 ※1 危規則第72条第1項の危険物 第1類の危険物のうち塩素酸塩類、過塩素酸塩類（詳細省略） ※2 高引火点危険物のみを貯蔵し、または取り扱うものを除く。	ただし、第1種、第2種または第3種の消火設備が設置されている場合は、その放射能力範囲の部分では、第4種の消火設備が省略できる。		ただし、第1種、第2種、第3種または第4種の消火設備が設置されている場合には、その放射能力範囲の部分では、第5種の消火設備の能力単位を1/5まで減ずることができる。
屋内貯蔵所					

（注）・法令略称　危政令：危険物の規制に関する政令　危規則：危険物の規制に関する規則
・本早見表は法令の規定を簡潔に記載しています。正確かつ詳細な規定は、表に記載した関係法令の条文を参照願います。

危険物施設（消防法第10条関係）における消火設備の設置対象物早見表（2/3）

製造所等には総務省令で定めるところにより、**危政令別表第5に掲げる対象物について、同表においてその消火に適応するものとされる消火設備（第1種～第5種）を設置する。**（危政令第20条）

（第1種：屋内消火栓・屋外消火栓　第2種：スプリンクラー設備　第3種：水蒸気・水噴霧・泡・不活性ガス・ハロゲン化物・粉末消火設備
第4種：大型消火器　第5種：小型消火器、乾燥砂等）

区分 施設名	A 著しく消火困難な製造所等（危規則第33条）					
	設置対象	設置する消火設備				
屋外タンク 貯蔵所	①液体の危険物(第6類の危険物を除く)を貯蔵し、または取り扱うもの※1にあっては次のもの ア 当該危険物の液表面積が40㎡以上のもの イ 高さが6m以上のもの ウ 地中タンクに係わる屋外タンク貯蔵所 エ 海上タンクに係わる屋外タンク貯蔵所 ②固体の危険物を貯蔵し、または取り扱うものにおいて指定数量の100倍以上のもの ※1 高引火点危険物のみを100℃未満の温度で貯蔵し、または取り扱うものを除く。 (岩盤タンクに係わる屋外タンク貯蔵所は、岩盤タンクに係わる部分を除く)	基本	地中タンクおよび海上タンクに係わるものの以外のも	硫黄等のみを貯蔵し、または取り扱うもの	第3種の水蒸気消火設備または水噴霧消火設備	放射能力範囲で建築物その他の工作物および危険物を包含する。 ※2 泡消火設備+他の消火設備のいずれか
				引火点が70℃以上の第4類の危険物のみを貯蔵し、または取り扱うもの	第3種の水噴霧消火設備または固定式泡消火設備	
				その他のもの	第3種の固定式泡消火設備	
			地中タンクに係わるもの	第3種の固定式泡消火設備および移動式以外の不活性ガス消火設備または移動式以外のハロゲン化物消火設備※2		
			海上タンクに係わるもの	第3種の固定式泡消火設備および水噴霧消火設備、移動式以外の不活性ガス消火設備または移動式以外のハロゲン化物消火設備※2		
			全 部	第4種および第5種の消火設備		
		可燃性蒸気または可燃性微粉が滞留するおそれがある建築物または室		第4種および第5種の消火設備 第5種の能力単位≧危険物の所要単位		
第4類の危険物を貯蔵・取り扱う貯蔵所		第5種の消火設備 2個以上				
屋内タンク 貯蔵所	①液体の危険物(第6類の危険物を除く)を貯蔵し、または取り扱うもの※1であって次のもの ア 当該危険物の液表面積が40㎡以上のもの イ 高さが6m以上のもの ウ タンク専用室を平家建以外の建築物に設けるもので引火点が40℃以上70℃未満の危険物※2 ※1 高引火点危険物のみを100℃未満の温度で貯蔵し、または取り扱うものを除く。 ※2 当該建築物のタンク専用室以外の部分と開口部のない耐火構造の床または壁で区画されているものを除く。	基本	硫黄等のみを貯蔵し、または取り扱うもの	第3種の水蒸気消火設備または水噴霧消火設備	放射能力範囲で建築物その他の工作物および危険物を包含する。	
			引火点が70℃以上の第4類の危険物のみを貯蔵し、または取り扱うもの	第3種の水噴霧消火設備、固定式泡消火設備、移動式以外の不活性ガス消火設備、移動式以外のハロゲン化物消火設備または移動式以外の粉末消火設備		
			その他のもの	第3種の固定式泡消火設備、移動式以外の不活性ガス消火設備、移動式以外のハロゲン化物消火設備または移動式以外の粉末消火設備		
			全 部	第4種および第5種の消火設備		
		可燃性蒸気または可燃性微粉が滞留するおそれがある建築物または室		第4種および第5種の消火設備 第5種の能力単位≧危険物の所要単位		
		第4類の危険物を貯蔵・取り扱う貯蔵所		第5種の消火設備 2個以上		
		作業工程上、消火設備の放射能力範囲が貯蔵または取り扱う危険物の全部を包含することができない当該危険物		第4種および第5種の消火設備 第5種の能力単位≧危険物の所要単位		
屋外貯蔵所	①塊状の硫黄等のみを地盤面に設けた囲いの内側で貯蔵し、または取り扱うもので囲いの内部の面積が100㎡以上のもの(2以上の囲いがあるときは面積を合算) ②危政令第16条第4項の屋外貯蔵所で、指定数量の100倍以上のもの(危政令第16条第4項) 第2類の危険物のうち引火性固体(引火点が21℃未満のものに限る)または第4類の危険物のうち第1石油類もしくはアルコール類を貯蔵し、または取り扱うもの	基本	第1種、第2種または第3種の消火設備（火災のとき煙が充満するおそれのある場所等では、第2種または第3種の移動式以外の消火設備に限る） 放射能力範囲で建築物その他の工作物および危険物を包含する。 第4種および第5種の消火設備			
		可燃性蒸気または可燃性微粉が滞留するおそれがある建築物または室	第4種および第5種の消火設備 第5種の能力単位≧危険物の所要単位			

（注）・法令略称　危政令：危険物の規制に関する政令　危規則：危険物の規制に関する規則
・本早見表は法令の規定を簡潔に記載しています。正確かつ詳細な規定は、表に記載した関係法令の条文を参照願います。

区分 施設名	B　消火困難な製造所等（危規則第34条）		その他の製造所等（危規則第35条）	
	設置対象	設置する消火設備	設置対象	設置する消火設備
屋外タンク 貯蔵所	Aの対象物以外のもの※1 ※1 高引火点危険物のみを100℃未満の温度で貯蔵し、または取り扱うものおよび第6類の危険物のみを貯蔵し、または取り扱うものを除く。	第4種および第5種の消火設備　それぞれ1個以上 ただし、第1種、第2種または第3種の消火設備が設置されている場合は、その放射能力範囲の部分では、第4種の消火設備が省略できる。	AおよびBの対 象 物 以外のもの	第5種の消火設備 第5種の能力単位≧建築物その他の工作物および危険物の所要単位 ただし、第1種、第2種、第3種または第4種の消火設備が設置されている場合には、その放射能力範囲の部分では、第5種の消火設備の能力単位を1/5まで減ずることができる。
屋内タンク 貯蔵所				
屋外貯蔵所	① 塊状の硫黄等のみを地盤面に設けた囲いの内側で貯蔵し、または取り扱うもので囲いの内部の面積が5㎡以上100㎡未満のもの(2以上の囲いがあるときは面積を合算する) ② 危政令第16条第4項の屋外貯蔵所で、指定数量の10倍以上100倍未満のもの(危政令第16条第4項) 第2類の危険物のうち引火性固体(引火点が21℃未満のものに限る)または第4類の危険物のうち第1石油類もしくはアルコール類を貯蔵し、または取り扱うもの ③ その他のものにおいては次のもの 指定数量の100倍以上のもの※1 ※1 高引火点危険物のみを貯蔵し、または取り扱うものを除く。	第4種の消火設備 放射能力範囲で建築物その他の工作物および危険物を包含する。 第5種の消火設備 第5種の能力単位≧危険物の所要単位の1/5 ただし、第1種、第2種または第3種の消火設備が設置されている場合は、その放射能力範囲の部分では、第4種の消火設備が省略できる。		

（注）・法令略称　危政令：危険物の規制に関する政令　危規則：危険物の規制に関する規則
・本早見表は法令の規定を簡潔に記載しています。正確かつ詳細な規定は、表に記載した関係法令の条文を参照願います。

危険物施設（消防法第10条関係）における消火設備の設置対象物早見表（3/3）

製造所等には総務省令で定めるところにより、危政令別表第5に掲げる対象物について、
同表においてその消火に適応するものとされる消火設備（第1種～第5種）を設置する。（危政令第20条）
（第1種：屋内消火栓・屋外消火栓　第2種：スプリンクラー設備　第3種：水蒸気・水噴霧・泡・不活性ガス・ハロゲン化物・粉末消火設備
第4種：大型消火器　第5種：小型消火器、乾燥砂等）

区分 施設名	A　著しく消火困難な製造所等（危規則第33条）		
	設置対象	設置する消火設備	
移送取扱所	全 部 (移送基地内に存する部分)	基 本	第1種、第2種または第3種の消火設備 (火災のとき煙が充満するおそれのある場所等では、第2種または移動式以外の第3種の移動式以外の消火設備に限る。) 放射能力範囲で建築物その他の工作物および危険物を包含する。 第4種および第5種の消火設備
		可燃性蒸気または可燃性微粉が滞留するおそれがある建築物または室	第4種および第5種の消火設備 第5種の能力単位≧危険物の所要単位
		作業工程上、消火設備の放射能力範囲が、貯蔵し、または取り扱う危険物の全部を包含することができない当該危険物	第4種および第5種の消火設備 第5種の能力単位≧危険物の所要単位
給油取扱所	①危政令第17条第2項第9号ただし下記に該当する屋内給油所（一方のみが解放されている屋内給油所）のうち上部に上階を有するもの（一方開放型上階付き屋内給油取扱所） ②顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（セルフ給油所）※1 ※1　引火点が40℃未満のもの	基 本	第3種の固定式泡消火設備 放射能力範囲で危険物を包含する。 第4種および第5種の消火設備
		可燃性蒸気または可燃性微粉が滞留するおそれがある建築物または室	第4種および第5種の消火設備 第5種の能力単位≧危険物の所要単位
		一方開放型上階付き屋内給油取扱所	第5種の消火設備 第5種の能力単位≧危険物の所要単位
		顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所	第4種の消火設備 建築物、工作物および危険物（固定式泡消火設備の放射範囲外）を包含する 第5種の消火設備 第5種の能力単位≧危険物の所要単位の1/5
第2種販売取扱所	—	—	
地下タンク貯蔵所	—	—	
移動タンク貯蔵所	—	—	
簡易タンク貯蔵所	—	—	
第1種販売取扱所	—	—	

(注) ・法令略称　危政令：危険物の規制に関する政令　危規則：危険物の規制に関する規則
・本早見表は法令の規定を簡潔に記載しています。正確かつ詳細な規定は、表に記載した関係法令の条文を参照願います。

区分 施設名	B　消火困難な製造所等（危規則第34条）	その他の製造所等（危規則第35条）		
	設置対象	設置する消火設備	設置対象	設置する消火設備
移送取扱所	—	—	—	—
給油取扱所	①屋内給油取扱所のうちAの対象物以外のもの ②メタノールまたはエタノールを取り扱う給油取扱所※1 ※1　危政令第17条第2項の屋内給油取扱所に該当するものを除く。	第4種の消火設備 放射能力範囲で建築物その他の工作物および危険物を包含する。 第5種の消火設備 第5種の能力単位≧危険物の所要単位の1/5 ただし、第1種、第2種または第3種の消火設備が設置されている場合は、その放射能力範囲の部分では、第4種の消火設備が省略できる。	A および B の対象物以外のもの	第5種の消火設備 第5種の能力単位≧建築物その他の工作物および危険物の所要単位 ただし、第1種、第2種、第3種または第4種の消火設備が設置されている場合には、その放射能力範囲の部分では、第5種の消火設備の能力単位を1/5まで減ずることができる。
第2種販売取扱所	全 部	同 上	—	—
地下タンク貯蔵所	—	—	全 部	第5種の消火設備　2個以上
移動タンク貯蔵所	—	—	全 部	アルキルアルミニウム等を貯蔵し、または取り扱うもの 次の自動車用消火器のうち、いずれか2個以上 ア　霧状の強化液：充てん量が8ℓ以上のもの イ　二酸化炭素　：充てん量が3.2Kg以上のもの ウ　ハロン1211　：充てん量が2ℓ以上のもの エ　ハロン1301　：充てん量が2ℓ以上のもの オ　ハロン2402　：充てん量が1ℓ以上のもの カ　粉末薬剤　　：充てん量が3.5Kg以上のもの 上記消火器のほか乾燥砂150ℓ以上および膨張ひる石または膨張真珠岩640ℓ以上
				上記以外のもの 上記自動車消火器のうち、いずれかを2個以上
簡易タンク貯蔵所	—	—	全 部	第5種の消火設備 第5種の能力単位≧建築物その他の工作物および危険物の所要単位 ただし、第1種、第2種、第3種または第4種の消火設備が設置されている場合には、その放射能力範囲の部分では、第5種の消火設備の能力単位を1/5まで減ずることができる。
第1種販売取扱所	—	—	全 部	同 上

(注) ・法令略称　危政令：危険物の規制に関する政令　危規則：危険物の規制に関する規則
・本早見表は法令の規定を簡潔に記載しています。正確かつ詳細な規定は、表に記載した関係法令の条文を参照願います。

危険物の種類、指定数量と貯蔵・取扱方法

類 別※1	品 名※1	性 質※2	指定数量※2	貯蔵・取扱方法※3	
第1類 (酸化性固体)	1 塩素酸塩類	第1種酸化性固体	50kg	・ 強酸と接触させない ・ 可燃物との貯蔵はさける ・ 過熱、衝撃、摩擦をさける ・ 容器の破損による漏出をさける ・ 直射日光を避け、換気のよい冷暗所に保存する。	
	2 過塩素酸塩類				
	3 無機過酸化物				
	4 亜塩素酸塩類				
	5 臭素酸塩類				
	6 硝酸塩類	第2種酸化性固体	300kg		
	7 よう素酸塩類				
	8 過マンガン酸塩類				
	9 重クロム酸塩類	第3種酸化性固体	1000kg		
	10 その他のもので政令で定めるもの				
	11 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの				
第2類 (可燃性固体)	1 硫化りん	第1種可燃性固体	100kg	・ 酸化剤、空気との接触をさける ・ 第1類との混載をさける ・ 炎、火花など高温体との接触をさける ・ 摩擦、衝撃をさける ・ 鉄粉、金属粉は水と接触させない	
	2 赤りん		100kg		
	3 硫黄		100kg		
	4 鉄粉		500kg		
	5 金属粉		100kg		
	6 マグネシウム				
	7 その他のもので政令で定めるもの				
	8 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの		第2種可燃性固体		500kg
	9 引火性固体				1000kg
第3類 (自然発火性物質 および 禁水性物質)	1 カリウム		10kg	・ 禁水性物質は、水分、湿気との接触をさける ・ 自然発火性物質は、炎、火花若しくは高温体との接近、過熱又は空気との接触をさける ・ アルゴン等の不活性ガスを封入して貯蔵する ・ 保護液中で保存する際は保護液から露出しないようにする ・ 小分けして保存する	
	2 ナトリウム		10kg		
	3 アルキルアルミニウム		10kg		
	4 アルキルリチウム		10kg		
	5 黄りん		20kg		
	6 アルカリ金属(カリウムおよびナトリウムを除く)およびアルカリ土類金属	第1種自然発火性物質 および禁水性物質	10kg		
	7 有機金属化合物(アルキルアルミニウムおよびアルキルリチウムを除く)	第2種自然発火性物質 および禁水性物質	50kg		
	8 金属の水素化物	第3種自然発火性物質 および禁水性物質	300kg		
	9 金属のりん化物				
	10 カルシウムまたはアルミニウムの炭化物				
	11 その他のもので政令で定めるもの				
	12 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの				

危険物の種類、指定数量と貯蔵・取扱方法

類 別※1	品 名※1	性 質※2	指定数量※2	貯蔵・取扱方法※3
第4類 (引火性液体)	1 特殊引火物		50リットル	・ 炎、火花若しくは高温体との接触 又は過熱をさける ・ 火気厳禁 ・ 引火点より低い温度に保つ ・ 第1類、第5類から離す ・ 静電気に気をつける ・ 熱膨張による容器の破損を避けるため、 容器は満タンにしない
	2 第1石油類	非水溶性液体	200リットル	
		水溶性液体	400リットル	
	3 アルコール類		400リットル	
	4 第2石油類	非水溶性液体	1000リットル	
		水溶性液体	2000リットル	
	5 第3石油類	非水溶性液体	2000リットル	
		水溶性液体	4000リットル	
6 第4石油類		6000リットル		
7 動植物類		10000リットル		
第5類 (自己反応性物質)	1 有機過酸化物	第1種自己反応性物質	10kg	・ 炎、火花若しくは高温体との接触、 過熱、衝撃又は摩擦をさける ・ 可燃物から離す ・ 他の薬品と接触させない ・ 冷暗所に保存する ・ 容器が破損しないようにする
	2 硝酸エステル類			
	3 ニトロ化合物			
	4 ニトロソ化合物			
	5 アゾ化合物			
	6 ジアゾ化合物			
	7 ヒドラジンの誘導体	第2種自己反応性物質	100kg	
	8 ヒドロキシルアミン			
	9 ヒドロキシルアミン塩類			
	10 その他のもので政令で 定めるもの			
	11 前各号に掲げるものの いずれかを含有するもの			
第6類 (酸化性液体)	1 過塩素酸		300kg	・ 他の可燃物、金属から離す ・ 貯蔵にはガラス張りの容器等を用いる ・ 人体に接触させない ・ 水分や湿気に注意する ・ 過熱をさける
	2 過酸化水素			
	3 硝酸			
	4 その他のもので政令で 定めるもの			
	5 前各号に掲げるものの いずれかを含有するもの			

備考 (第4類の危険物について)

・ 引火性液体とは、液体 (第3石油類、第4石油類および動植物類にあっては、1気圧において、温度20度で液状であるものに限る) であって、引火の危険性を判断するための政令で定める試験において引火性を示すものであることをいう。

・ 特殊引火物とは、ジエチルエーテル、二硫化炭素その他1気圧において、発火点が100度以下のものまたは引火点が零下20度以下で沸点が40度以下のものをいう。

・ 第1石油類とは、アセトン、ガソリンその他1気圧において引火点が21度未満のものをいう。

・ アルコール類とは、一分子を構成する炭素の原子の数が1個から3個までの飽和一価アルコール (変性アルコールを含む) をいい、組成等を勘案して総務省令で定めるものを除く。

・ 第2石油類とは、灯油、軽油その他1気圧において引火点が21度以上70度未満のものをいい、塗料類その他の物品であって、組成等を勘案して総務省令で定めるものを除く。

・ 第3石油類とは、重油、クレオソート油その他1気圧において引火点が70度以上200度未満のものをいい、塗料類その他の物品であって、組成を勘案して総務省令で定めるものを除く。

・ 第4石油類とは、ギヤー油、シリンダー油その他1気圧において引火点が200度以上250度未満のものをいい、塗料類その他の物品であって、組成を勘案して総務省令で定めるものを除く。

・ 動植物油類とは、動物の脂肉等または植物の種子もしくは果肉から抽出したものであって、1気圧において引火点が250度未満のものをいい、総務省令で定めるところにより貯蔵保管されているものを除く。

注 記

※1 消防法 (第2条、第10条、第11条の4関係) 別表第1

※2 危険物の規制に関する政令 (第1条の11関係) 別表第3

※3 危険物の規制に関する政令 (第25条)